

春は就職・進学・転勤の季節です

届出をお忘れなく



問い合わせ先

住所を変更したときは転入・転出等の届出が必要です。

市民課では、さまざまな届出の受付や証明書の交付をしていますが、必要な書類がない場合は手続きができないことがありますので、ご確認の上、市民課窓口へお越しください。

市民課国分寺窓口グループ ☎40-5557

市民課石橋窓口グループ ☎52-1111

市民課南河内窓口グループ ☎48-2111

転出届(他市区町村に住所を移すとき)

必要なもの

- ・印鑑(認め印可)・代理人選任届(代理の方が手続きをするとき)・その他返納の必要があるもの(例:印鑑登録証、国民健康保険証、各種医療受給者証など)

転出先住所及び転出年月日をご確認のうえ、手続きをしてください。

転出届をすると、「転出証明書(無料)」が交付されます。この「転出証明書」を添え、新しい住所地へ転入届をしてください。

転入届(他市区町村から住所を移すとき)

住み始めてから14日以内に届出をしてください。

必要なもの

- ・転入前市町村発行の「転出証明書」
- ・印鑑(認め印可)
- ・本人確認書類(免許証、パスポート等)
- ・代理人選任届(代理の方が手続きをするとき)
- ・その他、該当する手続きに必要な書類
例:児童手当 児童手当用所得証明書、保護者の健康保険証及び銀行の預金通帳、子ども医療費助成(小学校3年生まで) お子様の健康保険証、保護者の銀行の預金通帳、帳、小中学校の転入学 在籍証明書

市民課の窓口を土曜日(3月20日・27日、4月3日・10日)開庁します

住所異動の時期に伴い、市民課の窓口を以下の土曜日に開庁します。お仕事の都合などで平日に手続きができない方はご利用ください。なお、一部の業務及び他市町村・関係各課等に照会や確認を必要とする手続きなどにつきましては、申し訳ございませんがお取り扱いできない場合があります。

また、内容によっては再度お越しいただく場合もありますので、ご了承ください。

●開庁日 3月20日・27日、4月3日・10日(土)

●開庁時間 午前8時30分～正午

●開庁場所 国分寺庁舎 市民課 南河内庁舎・石橋庁舎ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

■取り扱い業務

●届書の受付

- ・転入、転出、転居、世帯変更届 ・印鑑登録 ・戸籍届出(婚姻・出生等)
- ・国民健康保険及び国民年金取得喪失の届(短期保険証及び資格者証の届は受付できません)

●証明書の交付

- ・住民票の写し ・戸籍全部事項証明(戸籍謄本)、個人事項証明(戸籍抄本) ・印鑑証明書

●その他

- ・各種医療費助成申請(子ども医療、妊産婦医療等) ・児童手当認定請求
- ・子ども医療費の登録、各種医療費の変更届(受給者証は後日郵送)

■取り扱いできない業務

- ・住民基本台帳ネットワーク関係業務(住基カードの申請など)
- ・公的個人認証サービス(電子証明書)関係業務 ・外国人登録、外国人の他市町村からの転入
- ・住居表示の届出

住居表示地区(大光寺、花の木、大松山、駅東)への転入・転居のうち、住居番号が付番されていない建物への届出

住居番号の付番は、事前に住居表示の届出が必要です。既に住居番号が付番された建物への転入・転居届出は受付可能です。

- ・区画整理地内(仁良川、下古山)への転入・転居届出(世帯新設のみ)
- ・他市町村や関係各課等への確認が必要な業務

問い合わせ先

市民課 ☎40-5557